

貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目

今後の経済連携交渉の進捗等の動きに対応するため、国益に資する観点から、これに関連する規制などの改革を推進する。

1. 対日投資促進

日本に住所を有しない外国人が日本支店等を設立しやすいようにするなど、対日直接投資を促進するための方策を検討するべきではないか。

2. 空港規制の緩和

ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するため、発着枠の規制値の緩和、夜間発着禁止時間帯の短縮、地方空港等における出入国手続きの利便性の向上などの方策を検討するべきではないか。

3. 外国法事務弁護士制度の見直し

今後増加が見込まれる国際的な法的需要に適切に対応するため、外国法事務弁護士制度について、実務経験要件の緩和や登録申請手続きの迅速化等を検討するべきではないか。

4. 相互認証の推進

輸出入の円滑化、諸外国とのイコールフットィングといった観点から、国際基準の動向を踏まえ、わが国での安全性等に配慮しつつ、各国・地域との相互認証を推進するべきではないか。

5. 通関手続きの合理化、認定通関業者制度の簡素化

輸出入を促進するため、適正かつ公平な関税等の徴収や安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、通関手続きを合理化し、認定通関業者（AEO）制度を簡素化するべきではないか。

6. 入管政策の改定

海外人材の日本での活躍の促進や、訪日外国人観光客の受け入れ推進の観点から、在留カード手続きの簡素化、実務経験義務付けの緩和、在留資格変更許可審査の迅速化、訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直しなどの方策を検討するべきではないか。

7. デザイン申請手続きの廃止または緩和

世界最高の「知的財産立国」を目指す観点から、例えば意匠登録の在り方を見直し、デザイン申請手続きの合理化を検討するべきではないか。

(注) 審議の状況により、項目の入替・追加等を行うことがあり得る。